

吹田市総合防災センター研修室等視聴覚機器 購入に関する仕様書

令和 5 年 9 月

吹田市

目次

1.	本調達について	1
(1)	件名	1
(2)	本調達の概要	1
(3)	機器の納品期間（想定）及び納入期限.....	1
(4)	支払い	1
(5)	納品先の情報	1
2.	本調達の要件	2
(1)	基本要件	2
(2)	物品の仕様及び台数	3
(3)	物品の納品及び機器設置の要件	3
(ア)	プロジェクタ	3
(イ)	音響機器	3
(ウ)	補助映像機器	5
(エ)	画像転送装置	5
(オ)	その他	5
(4)	保守に関する要件	5

【別紙資料】

【別紙1】吹田市総合防災センター研修室等視聴覚機器 一覧

【別紙2】吹田市総合防災センター研修室等視聴覚機器 仕様表

【別紙3】吹田市総合防災センター 参考資料

1. 本調達について

(1) 件名

吹田市総合防災センター研修室等視聴覚機器

(2) 本調達の概要

令和 6 年度 使用開始予定の施設 吹田市総合防災センター内で使用する視聴覚機器を調達する。

(3) 機器の納品期間（想定）及び納入期限

令和 6 年 1 月から令和 6 年 2 月 29 日までの間で、当市担当者と協議をして定める。
なお、納入期限は令和 6 年 2 月 29 日までとする。

(4) 支払い

機器の納品及び設置完了後、検収を実施した後に請求書を受理した日から起算して 30 日以内に所定の金額を支払う。

(5) 納品先の情報

建物名 吹田市総合防災センター

住所 吹田市佐竹台 1 丁目

建物内の納品場所の定義

番号	会議室名	階数	会議室の規模	平面寸法	高さ
1	研修室 A	8 階	約 340 m ²	18,353 × 15,250mm	6,900mm
2	研修室 B	9 階	約 180 m ²	18,500 × 9,875mm	2,700mm
3	研修室 C	9 階	約 150 m ²	13,335 × 10,480mm	2,800mm
4	研修室 D	9 階	約 60 m ²	8,980 × 5445mm	2,800mm

2. 本調達の要件

(1) 基本要件

- ア 本調達の範囲は、物品（機器及びソフトウェア）の納品及び機器設置、設定、動作確認までとする。
- イ 機器仕様、機器等操作説明、保守の内容を遵守し、履行する上で必要になるすべての諸経費は受注業者の負担とする。
- ウ 物品納品及び機器設置作業の工程及び日程表を事前に提出し、当市担当者と調整をはかること。
- エ 物品納品及び機器設置作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により現状復旧を行うこと。
- オ 教育委員会又は教育委員会が指定する者の立ち会いの上で引き渡しをすること。
- カ 受注業者は、納品した機器、ソフトウェアに問題がある場合、責任をもって解決できる体制を構築することを条件とする。
- キ 各製品は指定どおり納品し、製品名を指定した製品については、その製品以外認めない。規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。
なお、性能の互換に関する疑義については、予定している物品または性能を明示して質疑書において質問を行うこと。
- ク 各製品には、導入年度及び機器の所属、備品番号等が識別できるようなラベルを、当市担当者の指示のもと貼ること。ラベルは受注業者が負担すること。
- ケ 本調達の仕様書に記載のない場合でも、運用に係る必要な物品については、全て調達に含むものとする。

(2) 物品の仕様及び台数

【別紙 1】吹田市総合防災センター研修室等視聴覚機器 一覧

【別紙 2】吹田市総合防災センター研修室等視聴覚機器 仕様表
のとおりとする。

(3) 物品の納品及び機器設置の要件

(ア) プロジェクタ

a 研修室 A

プロジェクタは、室外のプロジェクタ設置室に設置すること。

プロジェクタ設置室の電源は、200V・100V のコンセントを当市で設置する。

プロジェクタの投影は、約 20m 前方の投影面に対して 300 インチで投影できる設定とすること。

映像切替については切替器により行えること。

設置場所から、プロジェクタに使用する機器への接続場所までの配線についても、当業務に含むものとする。

b 研修室 B

プロジェクタ設置は、投影面の上部壁面または、投影面に近い天井とする。

設置金具についても、当業務の調達に含むものとする。

プロジェクタは室内の前面と後面に各 1 台を設置する。

映像切替については切替器により行えること。

設置場所から、プロジェクタに使用する機器への接続場所までの配線についても、当業務に含むものとする。

c 研修室 C

プロジェクタ設置は、投影面の上部壁面または、投影面に近い天井とする。

設置金具についても、当業務の調達に含むものとする。

設置場所から、プロジェクタに使用する機器への接続場所までの配線についても、当業務に含むものとする。

d 研修室 D

プロジェクタ設置は、投影面の上部壁面または、投影面に近い天井とする。

設置金具についても、当業務の調達に含むものとする。

設置場所から、プロジェクタに使用する機器への接続場所までの配線についても、当業務に含むものとする。

(イ) 音響機器

a 研修室 A

音響機器については、物品仕様に基づく機器を納品し、AV ワゴン等に収納して運用できるように、機器設置を行う事。

スピーカー類については、当市担当者が指定する天井部に設置することとし、配線及び機器設置作業は当業務に含むものとする。

会議の内容等、マイクを用いた音声をオーディオミキサー等で録音できるアウトライนを設置すること。

機器設置に伴い、設置金具、延長ケーブル等の必要な具材については当業務に含むものとする。

(参考)既設の機器 メインスピーカー 連続プログラム入力 750W 出力音圧レベル 96db
70Hz-20kHz

b 研修室 B

音響機器については、物品仕様に基づく機器を納品し、AV ワゴン等に収納して運用できるように、機器設置を行う事。

スピーカー類については、当市担当者が指定する天井部に設置することとし、配線及び機器設置作業は当業務に含むものとする。

会議の内容等、マイクを用いた音声をオーディオミキサー等で録音できるアウトライnを設置すること。

機器設置に伴い、設置金具、延長ケーブル等の必要な具材については当業務に含むものとする。

(参考)既設の機器 サブスピーカー 定格入力 6W (1.7kΩ) 出力音圧レベル 93db
45Hz-20kHz

c 研修室 C

音響機器については、物品仕様に基づく機器を納品し、AV ワゴン等に収納して運用できるように、機器設置を行う事。

スピーカー類については、当市担当者が指定する天井部に設置することとし、配線及び機器設置作業は当業務に含むものとする。

機器設置に伴い、設置金具、延長ケーブル等の必要な具材については当業務に含むものとする。

(参考)既設の機器 サブスピーカー 定格入力 6W (1.7kΩ) 出力音圧レベル 93db
45Hz-20kHz

d 研修室 D

音響機器については、簡易的に持ち運びが容易なワイヤレスマイク・スピーカセットのみを導入する。他の部屋での使用も想定し、AC 電源稼働、バッテリー稼働が可能であることとする。

(ウ)補助映像機器

・ 研修室B

補助映像機器として、研修室Bにのみ2台のディスプレイを設置する。

設置については、当市担当者が指定する室内中央付近天井に行うこととする。

機器設置に伴い、設置金具、延長ケーブル等の必要な具材については当業務に含むものとする。

(エ)画像転送装置

a 研修室(全て)

研修室については、プロジェクタへの投影をEZ-CAST ProBox2 及び BUFFALO 社製 WAPM-1266Rを使用して行えること。なお、この両機の接続設定については(注1)当市委託事業者が別途行う。

設置については、プロジェクタに近い場所の壁面等に当市担当者の指示する場所に設置すること。設置に必要な取付け金具等の調達は本調達に含むものとする。

(注1)当市委託事業者 株式会社 内田洋行 大阪支店

(オ) その他

a マイクについて

研修室a・b・cにおいて、ワイヤレスマイクを使用出来ること。

ワイヤレスマイクの使用に伴い、必要なワイヤレス送受信機は本調達に含む。

マイク本数については、仕様書に記載する。

B 録音について

研修室a・b・Cにおいては、マイク音等を別途用意するボイスレコーダーで録音できるよう、出力端子を備えること。

(4) 保守に関する要件

導入機器の保守については、導入後1年間の契約不適合責任及び1年間の保守を実施すること。

保守の範囲については以下のとおりとする。

なお、導入2年目以降の保守については、別途協議を行う。

ア 保守対象は導入機器とし、導入機器間の設定等の不具合対応等についても含むこと。

ただし、(注2)消耗品については、保守対象から除外する。

(注2)消耗品とは、使用することで消耗していざれは無くなったり使用できなったりする物品のことを指し、本調達の範囲では、プロジェクタ用ランプ（稼働時間がカタログに記載する時間以上である場合）、機器のリモコンに使用する電池等がある。

- イ 導入機器の障害発生時には、本市から連絡するため、速やかに対応すること。
- ウ 障害発生時の保守対応は、センドバック保守も可とする。ただし、機器の取外しや取付け、機器の設定等は保守の範囲とする。
保守時に機器が使用出来ない期間については、出来る限り短時間とすること。

この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めることとする。

以上